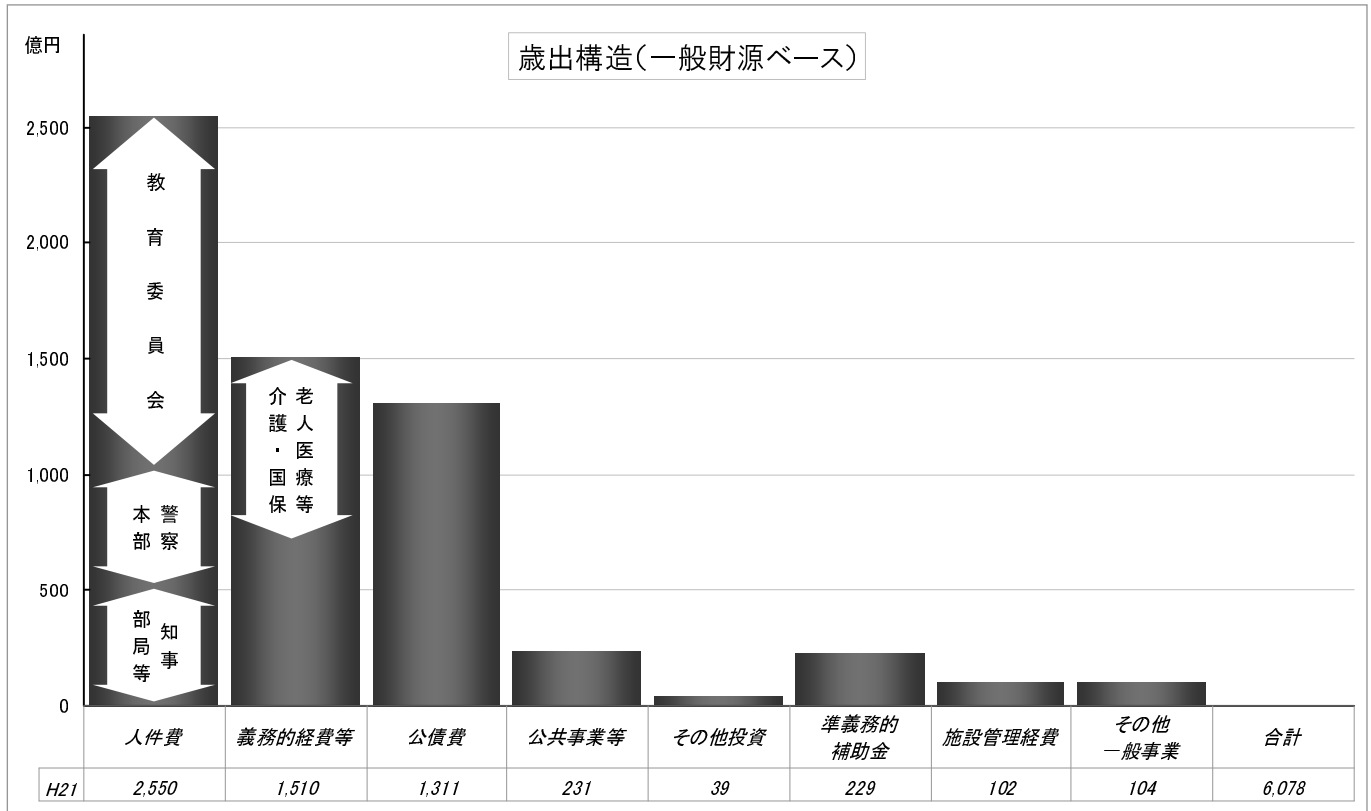


広島県の財政状況Q & A

【Q1】本県の歳出構造(一般財源ベース)はどのようになっていますか？

- 平成21年度当初予算での歳出の経費区分別内訳(一般財源ベース)は、人件費、義務的経費等及び公債費で全体の88.4%を占めており、財政の硬直化が進んでいます。(※平成2年度決算時:65.7%)



義務的経費等：福祉医療関係費など、法令等に基づき支出する義務がある経費(市町税交付金等793億円を除く。)

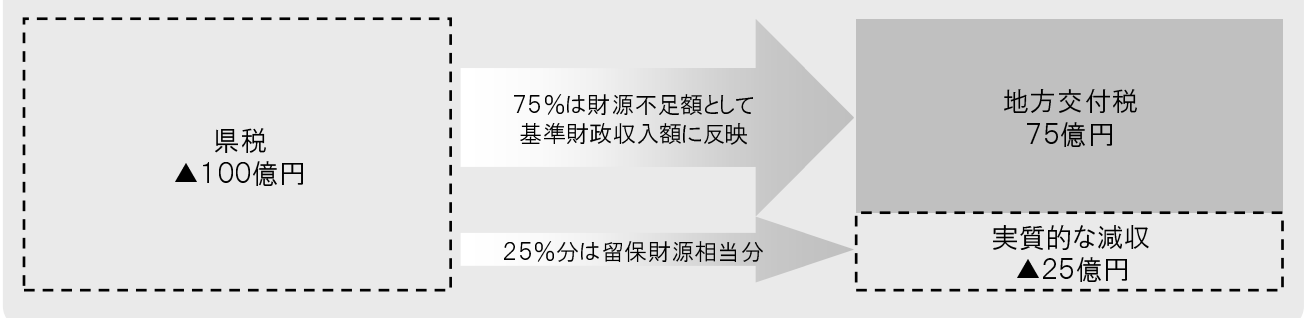
その他投資：公共投資以外の大規模建設事業等に要する経費

準義務的補助金：義務的経費に準じる補助金(私学振興補助金, 単県福祉医療公費負担, 小規模事業指導費補助金等)

【Q2】税収の増減により、財政収支はどうなるのですか？

- 仮に、県税が100億円減少した場合、地方交付税の基準財政収入額には、その75%しか反映されないため、交付税は75億円増加するものの、留保財源である25%相当の25億円は実質的な減収となります。

【参考】普通交付税の仕組み(イメージ)



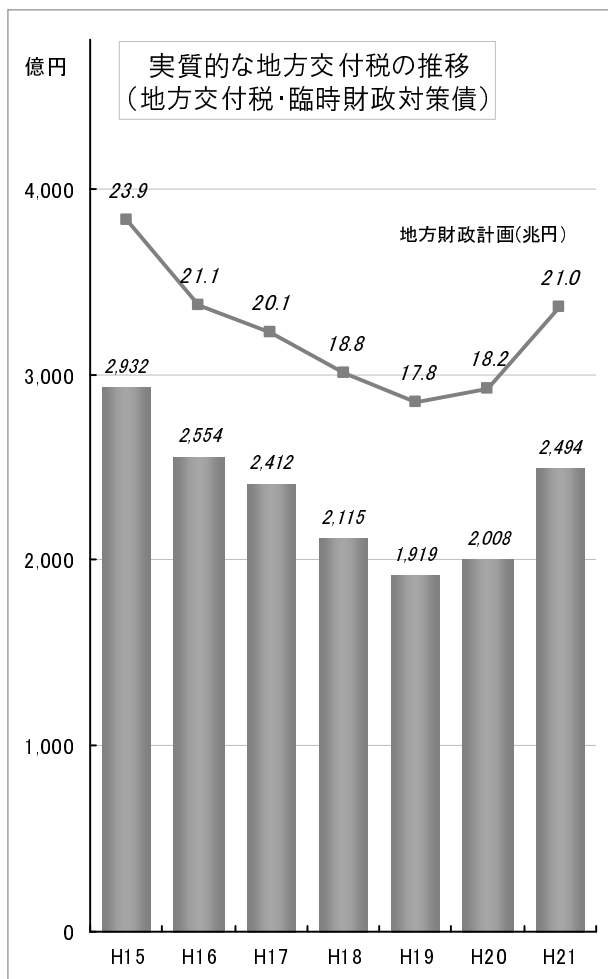
【Q3】地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

■ 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県分は△817億円（※H15決算とH18決算との比較）の大幅減となり、平成19年度決算まで含めると、本県分は△1,013億円もの減額となっています。

■ なお、平成20年度当初予算においては、地方再生対策費の増等により前年度より増加となり、平成21年度当初予算においても、生活防衛のための緊急対策に基づく地域雇用創出推進費の創設などにより増加しています。

■ 通常、実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっています。

■ しかしながら、三位一体改革では、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減され、以降、財政運営に大きな支障をもたらしています。

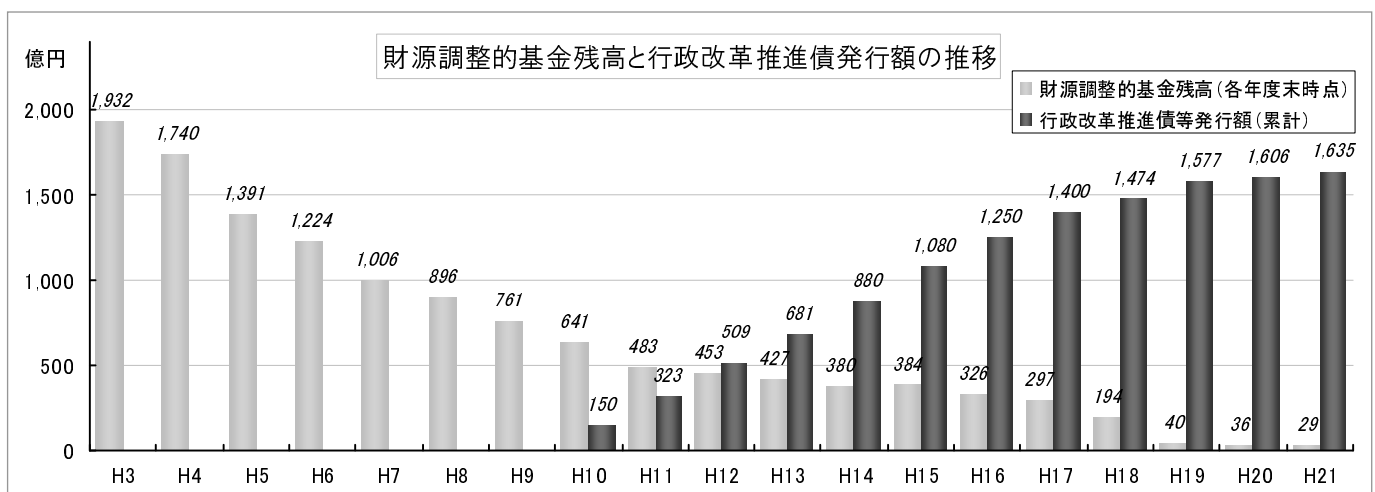


【Q4】基金(貯金)の現状はどのようになっているのですか？

■ 財源調整的基金は、ピーク時の平成3年度末1,932億円が、平成21年度9月補正予算編成時の年度末残高見込みでは29億円程度まで減少しています。

■ 基金は、当初予算段階ではほとんど取崩してほぼ底をついた状態となっており、基金残高の確保がいよいよ困難になってきています。

■ また、行政改革推進債のような財源確保のための起債は、制度上発行可能額が減少しています。



【Q5】活用が可能な基金はないのですか？

- 基金は、それぞれの特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。
- 今後、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その目的を達成したと認められる基金については廃止を含めた見直しを検討する必要がありますが、特定目的のための基金の廃止・取り崩しなどの財源対策効果は一過性のものであり、根本的な財源不足の解消には至りません。

| 基金の状況(平成21年9月末現在) | | | (単位: 億円) | | |
|---|--|---|-----------------------------|-----------------------------------|---|
| 性質別分類 | 基金名 | 現在高 [現金] | 基金設置目的(積立財源) | | |
| I. 単県による基金 〔国の施策に基づかず、特定の目的のために単県にて実施しているもの〕 | 1. 積立基金 〔特定の目的のために積み立てた基金であり、各条例の設置目的により定められた用途にしか活用できない〕 | ① 財源調整を用途とするもの | 財政調整基金 | 21 | 財源不足時の財源補てん(一般財源) |
| | | | 減債基金(通常分) | 15 | 財源不足時の県債の償還(一般財源) |
| | | ② 特定目的のために活用するもの | 大規模事業基金 | 23 | 県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源) ※一部基金からの貸付有 |
| | | | 県庁舎整備基金 | 139 | 県庁舎の整備(一般財源) |
| | | | 地域づくり基金 | 3 | 市町村が自ら推進する地域づくり事業の助成(交付税) |
| | | | 産業廃棄物抑制基金 | 22 | 産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物立税) |
| | | | 大規模社会福祉施設等建設基金 | 12 | 大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分) |
| | | | 地域福祉基金 | 15 | 地域福祉の向上を図るための事業(交付税) ※一部基金からの貸付有 |
| | | | 県立産業会館施設設備整備基金 | 2 | 県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料, 財産収入) |
| | | | 県営林事業費基金 | 0 | 県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料, 財産収入/立木売却収入) |
| | ひろしまの森づくり基金 | 0 | 森林の維持・管理に係る施策(県民税均等割超過課税分) | | |
| | 港湾整備事業基金 | 9 | 港湾の整備(財産収入/土地売却収入, 使用料) | | |
| | 広島県教育振興基金 | 1 | 社会教育施設の設備の整備(寄附金, 一般財源) | | |
| | ③ 義務的な経費に充てるもの | 災害救助基金 | 12 | 災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源) | |
| | | 減債基金(ルール分) | 1,069 | 満期一括方式により発行した公募債・縁故債の償還(一般財源) | |
| | | 2. 定額運用基金 〔一定額の前資金を運用することにより、特定の事業等を運営するために設けられた基金〕 | 土地開発基金 | 14 | 公用地等の先行取得(交付税, 一般財源) |
| | | | 市町振興基金 | 46 | 市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄附金, 一般財源) |
| | | | 美術品等取得基金 | 4 | 県立美術館の美術品及び美術に関する資料の取得 |
| | | | みどりと景観の基金 | 11 | 自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源) |
| | | | 民間社会福祉事業振興基金 | 4 | 社会福祉団体に対する社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金の貸付(一般財源) |
| 消費者行政活性化基金 | | | 4 | 県又は市町村が消費生活相談窓口の機能強化等を図るための事業(国庫) | |
| 環境保全基金 | | | 4 | 地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫, 一般財源) | |
| 安心こども基金 | | | 21 | 保育所等の子育て支援施設の整備(国庫) | |
| 地域医療再生基金 | — | | 県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施(国費) | | |
| 災害拠点病院等耐震化整備基金 | — | | 災害拠点病院等の耐震化整備の費用を助成する事業(国費) | | |
| 国民健康保険 広域化等支援基金 | 2 | 国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫) | | | |
| 後期高齢者医療 財政安定化基金 | 8 | 保険料の未納や予測を超える給付費の増大による財政不足に対する資金の貸付・交付(国庫) | | | |
| 妊婦健康診査支援基金 | 19 | 妊婦健康診査の公費助成の拡充を行う市町村に対する支援(国庫) | | | |
| 自殺対策緊急強化基金 | 2 | 地域の実情を踏まえた自殺対策のための事業(国費) | | | |
| 社会福祉施設等耐震化等 整備基金 | — | 社会福祉施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する事業(国費) | | | |
| 障害者自立支援 特別対策事業基金 | 23 | 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るための事業(国庫) | | | |
| 介護基盤緊急整備等基金 | — | 小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備当に係る費用を助成する事業(国費) | | | |
| 介護 財政安定化基金 | 35 | 市町村の保険財政が悪化しないように資金の交付又は貸付(国庫) | | | |
| 介護職員処遇改善等基金 | — | 介護職員の処遇改善に係る費用及び特別養護老人ホーム等の開設準備における介護職員の雇用等に係る費用を助成する事業(国庫) | | | |
| 雇用創出基金 | 41 | 安定的な雇用機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫) | | | |
| 緊急雇用対策基金 | 106 | 一時的な雇用及び就業の機会の創出を目的とする事業の実施又は当該事業の実施の支援(国庫) | | | |
| 中山間地域等 直接支払事業基金 | 2 | 中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付(国庫) | | | |
| 中山間ふるさと・ 水と土の保全基金 | 12 | 中山間地域における土地改良施設の維持管理経費等への助成(国庫, 一般財源) | | | |
| 森林整備地域活動 支援事業基金 | 1 | 森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫) | | | |
| 森林整備加速化・林業再生基金 | — | 県内の間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業及び木材産業の再生等を図るための事業(国庫) | | | |
| 高等学校授業料減免等事業基金 | — | 経済的な理由により就学が困難な高校生等に対する授業料減免の費用の助成事業及び奨学金の貸付事業(国費) | | | |
| 合計 | | 1,703 | | | |

【Q6】プライマリーバランスの推移は。今後はどうなるのですか？

プライマリーバランスの定義

広島県の定義

プライマリーバランス：元金償還額と県債発行額（臨時財政対策債などを除く）とのバランス

黒字：元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少

赤字：元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加

【参考】国（財務省）の定義（基礎的財政収支）

基礎的財政収支：県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス

黒字：歳入(国債除く) > 歳出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に頼らず

赤字：歳入(国債除く) < 歳出(元利償還金除く) ⇒ 支出を新たな借入に依存

プライマリーバランスの目的

- 平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、プライマリーバランスの早期黒字化を財政健全化の基本目標の一つとして掲げています。
- 持続可能な財政構造を確立するためには、プライマリーバランスの黒字化により、将来の県債残高の抑制を図ることが、極めて重要です。

プライマリーバランスの推移

- 当初予算段階でのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。
- しかし、これまで財政健全化に取り組んできた成果として、当初予算ベースでは、平成19年度以降3年連続で黒字化を達成し、黒字幅も年々拡大おり、平成20年度決算では、昭和36年度以来、47年振りに、決算ベースのプライマリーバランスの黒字化を達成しました。
- 今後、決算ベースのプライマリーバランスの黒字額を維持・拡大していく必要があります。

(単位：億円)

| 区 分 | | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|
| 当初予算 | 元 利 償 還 金 | a | 1,029 | 1,032 | 971 | 916 | 944 | 1,055 | 963 | 958 |
| | 県 債 発 行 額 | b | 1,018 | 1,021 | 1,049 | 1,012 | 1,021 | 1,045 | 904 | 851 |
| | プライマリーバランス | (a-b)c | 11 | 11 | ▲78 | ▲96 | ▲77 | 10 | 59 | 107 |
| 決 算 | 元 利 償 還 金 | d | 964 | 1,012 | 940 | 903 | 943 | 1,059 | 967 | |
| | 県 債 発 行 額 | e | 1,466 | 1,311 | 1,263 | 1,129 | 1,067 | 1,122 | 957 | |
| | プライマリーバランス | (d-e)f | ▲502 | ▲299 | ▲323 | ▲226 | ▲124 | ▲63 | 9 | |

※ 元利償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

今後の取組

- 県債残高を減らすためには、さらなる県債発行の抑制が不可欠です。

【Q7】財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

■ これまでは、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準用団体」となっていました。

■ しかし、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、

① 実質赤字比率、② 連結実質赤字比率、③ 実質公債費比率、④ 将来負担比率

などが新しい指標となりました。

■ 平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準以上になれば「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。

また、財政再生基準以上になれば「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。

※ 新しい指標については、平成19年度決算からの公表が義務付けられています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

■ 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

① **実質赤字比率**（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

② **連結実質赤字比率**（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

③ **実質公債費比率**（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）

④ **将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

■ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

■ 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

■ 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を経由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

■ 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。

■ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【公営企業の経営の健全化】

■ 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

【Q8】財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。（総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。）
- また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成20年度決算における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

※【参考】平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(速報) 平成21年10月2日総務省公表)から抜粋

- 健全化判断比率の状況
 - 1 実質赤字比率
 - ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
 - ・ 実質赤字額があるのは、市区町村で19団体（都道府県該当なし）
 - 2 連結実質赤字比率
 - ・ 2団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上（H21に適用される40%））
 - ・ 連結実質赤字額があるのは、市区町村で39団体（都道府県該当なし）
 - 3 実質公債費比率
 - ・ 20団体が早期健全化基準以上（うち1団体が財政再生基準以上）
 - ・ 20団体はすべて市区町村
 - ・ 都道府県の平均値は12.8%、市区町村は11.8%
 - 4 将来負担比率
 - ・ 3団体が早期健全化基準以上
 - ・ 3団体はすべて市区町村
 - ・ 都道府県の平均値は219.3%、市区町村は100.9%

☆☆☆ 財政用語一覧 ☆☆☆

| 用 語 | 説 明 | |
|-----------|-------------------------|---|
| あ行 | 依存財源 | 地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。 |
| | 一般会計 | 地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。 |
| | 一般財源 | 使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。 |
| | 一般財源総額 | 地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債、地方譲与税の合計をいいます。 |
| | 縁故債 (銀行等引受債) | 銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。 その他：公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金など） |
| か行 | 起債制限比率 | 公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、これまで国が地方債発行を許可する基準になっていました。現在では、実質公債費比率が地方債発行を許可する基準となっています。 |
| | 義務的経費 | 地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。 |
| | 形式収支 | 歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。 |
| | 經常経費 | 法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、經常的に支出される経費をいいます。 |
| | 經常収支比率 | 財政構造の弾力性（ゆとり）を判断する代表的な指標になります。 義務的経費が、県税や地方交付税など經常的に入る収入に占める割合のことです。 数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることとなります。 |
| | 經常収入 | 法令などで規定されており、毎年度經常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。 |
| | 県債依存度 | 歳入総額に占める地方債（県債）の割合をいいます。 |
| | 減債基金 | 地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。 |
| | 公営事業会計 | 地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、港湾整備事業、流域下水道事業の6つの会計があります。 |
| | 恒久的減税 | 一定期間を定めて行なう特別減税に対して、税率の引き下げや税率の適用区分を変更するなど、減税の効果が半永久的に続く減税方法をいいます。 |
| | 公債費 | 地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。 |
| | 公債費比率 | 標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。 |
| | 公債費負担比率 | 地方公共団体が自由に使途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還（公債費）に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいることとなります。 |
| さ行 | 財政調整基金 | 年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。 |

| | | |
|-----------|-----------------------------|---|
| | 実質収支 | 形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額の事です。) |
| | 財政力指数 | 基本的な財政需要に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。 |
| | 財政健全化債 (行政改革推進債) | 地方公共団体が自主的に財政健全化に取り組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。平成18年度からは行政改革推進債に変更になりました。 |
| | 三位一体改革 | 国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取組(平成15年度～平成18年度)をいいます。 |
| | 資金手当債 | 財源不足額を補てんするために通常の地方債が充てられる範囲(充当率70～90%)を超えた隙間部分(30～10%)に、特別に認められる地方債をいいます。 |
| | 実質公債費比率 | 元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分母に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、これまでどおり起債の発行に国の許可が必要になります。 |
| | 実質単年度収支 | 単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。 |
| | 市場公募債 | 地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)などと同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。個人でも1万円単位から購入することができます。 |
| | 自主財源 | 地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金等が該当します。 |
| | 人件費 | 一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。 |
| た行 | 単年度収支 | 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。 |
| | 地方交付税 | 地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税5税の一定割合を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。 |
| | 地方財政計画 | 国の予算に対して、約1,800の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の状況を明らかにしたものです。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。 |
| | 地方債(県債) | 道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために、年度を超える長期の借入金をいいます。 |
| | 地方債協議制度 | 地方公共団体の自主性をより高める観点から、従来の地方債許可制度に代わって、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。 |
| | 地方譲与税 | 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。 |
| | 投資的経費 | 公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの(社会資本の形成)に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。 |
| | 特定財源 | 国庫支出金、県債など、その使途が特定されているものをいいます。 |

| | | |
|----|--------|--|
| | 特別会計 | 特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。 |
| | 特別交付税 | 各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。 |
| は行 | 扶助費 | 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。 |
| | 普通会計 | 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたものをいいます。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行いますので、他県比較などの時に使われるものです。 |
| | 普通建設事業 | 道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。 |
| | 普通交付税 | 地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額（基準財政需要額）と、同じく合理的手段によって捕捉されたあるべき収入額（基準財政収入額）との差額が交付されるものです。 |
| | 物件費 | 印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。 |
| | 法人県民税 | 県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税額が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税額が決まる法人税割があります。 |
| | 法人事業税 | 県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額を課税標準として税額が決まります。 このため、税収が景気動向に左右されやすいといえます。 |
| | 補助費等 | 市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。 |
| | 骨太の方針 | 国では、平成13年6月「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針を「骨太の方針」といいます。 その後、平成14年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（骨太の方針2002）」をはじめ毎年、骨太の方針が示されています。最近では、「経済財政改革の基本方針2008（骨太の方針2008）」を閣議決定し、地方財政を含む歳出改革の概要等が示されています。 |
| | ら行 | 臨時財政対策債 |